

## 議第106号

**滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和7年6月12日

滋賀県知事      三   日   月      大      造

---

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例（平成23年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第11号および第4条第8号中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。